

不当要求への対応・対策について

沖縄弁護士会民事介入暴力対策特別委員会委員

弁護士 下間俊哉

第1 不当要求への対応

1 不当要求について

(事案) 甲は食品会社を経営しており、製造された食品については製造当日または翌日に販売先に搬送している。ある日搬送した食品に金属片が混入していたとして当社の食品を購入したという乙からクレームが入り、甲に対して「誠意ある対応」を求めている。

(1) 不当要求行為とは

人（個人や法人）に対して行われる社会的妥当性を欠く、過度の要求行為の総称。暴力団やその周辺者に限らず一般市民（いわゆるクレーマー）からも行われうる。

(2) 暴力団とは

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む）が集団的にまたは常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれのある団体をいう（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴対法）2条2号）。

※半グレについて（資料1）

2 民事介入暴力について

(1) 民事介入暴力とは

暴力団等の反社会的勢力が、民事問題等に関して、当事者やその代理人として介入し、違法不当な目的（金もうけ）を遂げるために行う暴力や脅迫等の社会的に不相当な行為（不当要求行為）のこと。

※民事不介入の原則との関係

(2) 民事介入暴力への対応の基本的留意点

- ・「暴力団に逆らうと何をされるかわからない」は幻想にすぎない
- ・相手方の要求に対して法的な責任があるかについて検討し、責任がある場合には相当な範囲で対応する。

3 暴力団への対策

(1) 暴対法の制定

(2) 暴力団排除条例の制定

(3) 各業界の対応

・銀行業界

「反社会的勢力介入排除に向けた取組み強化について」

・不動産業界

「不動産取引からの反社会的勢力の排除のあり方検討会—とりまとめ—」

「不動産売買、住宅賃貸及び媒介各契約書に係る暴力団等反社会的勢力排除のためのモデル条項」

・建設業界

「暴力団排除条項に関する参考例（ひな形）」

(4) 裁判例

・みかじめ料についての損害賠償請求

Cf. 名古屋地裁平成 29 年 3 月 31 日判決

・暴力団組長（代表者）を被告とする訴訟

Cf. 那覇地裁令和 2 年 9 月 9 日判決（資料 2）

(5) 留意点

- ・毅然とした対応で要求を拒絶することが大事（責任者教本参照）
- ・暴力団の活動実態は多様化してきている（資料 3）
- ・何か揉め事が起きた（起きそうな）場合にはすぐに相談すること

4 法的措置等

(1) 暴対法による規制

暴力的要求行為（9条）についての中止命令，暴力団の代表者等への責任
追及（31条の2）

（2）刑事告訴

不当要求行為が行われた場合に成立しうる刑法上の犯罪の例

刑罰の種類	罪名（刑法の条文）
10年以下の懲役	詐欺（246条），恐喝（249条）
3か月以上7年以下の懲役	逮捕及び監禁（220条）
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	信用毀損及び業務妨害（233条），威力業務妨害罪（234条）
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	強要（223条）
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金	脅迫（222条）
2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料	暴行（208条）
3年以下の懲役又は10万円以下の罰金	住居侵入及び不退去罪（130条）

（3）民事訴訟

弁護士による内容証明送付や交渉，訴訟提起，財産差し押さえ

5 事例のケースについて

第2 暴力団との関係遮断に向けた対応

1 暴力団との関係遮断の必要性

- ・暴力団との関係遮断は企業の社会的責任
- ・暴力団と関係を持つことのデメリット

Ex. 沖縄県暴力団排除条例

2 具体的対応

(1) 属性チェック

- ・外部機関への問い合わせ

「暴力団排除等のための部外への情報提供について」

- ・フロント企業該当性に関する判断について（資料4）

(2) 対応部署の設置，マニュアル整備・周知徹底

(3) 暴力団排除条項の導入，表明確約書の取得

暴力団であることを秘して施設利用等を行った場合に詐欺罪に該当しうる

Cf. 最判平成 26 年 3 月 28 日（ゴルフ場の利用），最判平成 26 年 4 月 7 日

（預金口座開設）

暴力団員であること隠しレンタカーを利用（資料5）

※事後的に追加することは可能の可否について

Cf. 福岡地裁平成 28 年 3 月 4 日

(4) 外部機関との連携

3 最後に

- ・暴力団と関係を持つことにはデメリットしかない。
- ・はっきりとして拒絶の意思を示すことが必要
- ・一人で抱え込まず，外部機関に相談を！

以上

参考資料

- 1 2022 年 7 月 14 日 沖縄タイムスプラス
- 2 2020 年 9 月 10 日 琉球新報デジタル
- 3 2021 年 5 月 31 日 琉球新報デジタル
- 4 反社リスク対策研究会編「反社会的勢力対応の手引【第2版】」71-73 頁（民事法研究会・2021 年）
- 5 2023 年 1 月 26 日 琉球新報デジタル

みかじめ料を要求したが断られ...飲食店の床やソファにカラーボールを投げつける 業務妨害で7人目の逮捕

2022/7/14 07:46 (JST) 7/14 17:17 (JST) updated

© 株式会社沖縄タイムス社

タグ

社会くらし

事件事故

宮古島署

沖縄タイムス+プラス



沖縄タイムス+プラス 電子版

パソコン・スマホ・タブレットで、いつでもどこでも紙面が読める。アプリでサクサク。朝5時配信。まずは無料登録。

[詳細はこちら](#)


(資料写真) パトカー

沖縄県警宮古島署は12日、宮古島市の飲食店内でカラーボールを投げつけ業務を妨害した事件に関わったとして、組織的犯罪処罰法違反（建造物損壊、威力業務妨害）と器物損壊の疑いで、宮古島市に住む建築業の容疑者（25）を逮捕した。この事件でこれまでに6人が逮捕されており、7人目となる。

2月14日午後9時ごろ、宮古島市の飲食店の床やソファなどにカラーボールを投げつけ業務を妨害したことに共謀した疑い。同署が同容疑で、指定暴力団旭琉會二代目功揚一家構成員の被告ら6人を逮捕、送致し、うち5人が6月29日に起訴されている。

新着トピックス



【速報】安倍元総理の国葬は「服喪の強制とは認められない」東京地裁が予算



【洪水警報】奈良県・香芝市に発表



【大雨警報】青森県・佐井村に発表

Powered by [Nordot](#)

同署によると、7人で役割を分担。被告らが店にみかじめ料を要求したが、断られ、犯行に及んだとみている。同署と県警組織犯罪対策課が合同で捜査していた。

掲載を続けるには、ノアドット株式会社「プライバシーポリシー」に定める「アクセスデータ」を取得することに同意する「nor.利用規約」に同意する必要があります。

同意する

データ取得は拒否する

「これは何？」という方は[こちら](#)

旭琉会トップに賠償命令 那覇地裁、特殊詐欺で使用者責任

2020年9月10日 06:10

旭琉会 特殊詐欺 使用者責任



指定暴力団旭琉会三代目富永一家の組員が関与する特殊詐欺グループに現金をだまし取られたとして、県内在住の被害者2人が旭琉会花城松一会長代行に計1034万円の損害賠償を求めた訴訟の判決で、那覇地裁（山口和宏裁判長）は9日、花城氏に対し、被害者に317万円を支払うよう命じた。花城氏に暴力団対策法上の「使用者責任」を認めた。特殊詐欺事件について、指定暴力団トップの使用責任が認定されるのは県内初。弁護団は「暴力団の資金源になっている特殊詐欺の抑止につながれば」と強調した。



那覇地裁

判決によると被害者2人は2017年6月、警察官や金融庁職員に成り済ました「かけ子」の男からの電話を受け、「受け子」の男にキャッシュカードをだまし取られた。三代目富永一家の組員がかけ子や受け子を指示して、被害者からカードの暗証番号を聞き、現金自動預払機（ATM）から計262万円を引き出させたという。

山口裁判長は、犯行について「原告らの不安な心理状態を利用した卑劣かつ狡猾なものといえる」と指摘。組員が所属する三代目富永一家の事実上のトップである花城氏について、被害者2人に対して暴対法上の「損害賠償義務を負う」と判示した。

沖縄弁護士会の有志21人が参加した弁護団の団長を務めた、宮里猛弁護士は「暴力団の資金源になっている特殊詐欺事件で、司法が使用者責任を認めたことに意義がある」と指摘。「特殊詐欺は高齢者をターゲットにした卑劣な犯罪だ。被害者の方には、泣き寝入りすることなく恐れずに立ち向かってほしい」と話した。

人気スマホがお得なキャンペーン

楽天モバイル

Yah

琉球新報 DIGITAL

琉球新報デジタルサービス

琉球新報ID登録 ログイン

English お知らせ

トップ | 写真・動画 | 特集 | 社説・コラム | 人事・訃報 | イベント | 今日のニュース | デジタル版 | 検索

- 沖縄
- コロナ
- 沖縄戦
- 沖縄経済
- スタイル
- 政治
- 社会
- スポーツ
- 地域
- 芸能・文化
- 教育

社会

コロナ不正受給、暴力団員を詐欺容疑で逮捕 組織的関与も視野 沖縄県警

2021年5月31日 11:01

事件・事故 詐欺 持続化給付金 不正受給 暴力団

いいね! 0 シェア 共有する

沖縄県警特別捜査本部は30日、国の持続化給付金100万円をだまし取ったとして、指定暴力団旭琉会二代目一心一家構成員で南城市佐敷津波古の男（51）、二代目沖島一家構成員で与那原町板良敷の男（31）の両容疑者を詐欺容疑で逮捕した。持続化給付金を巡る詐欺事件で、暴力団構成員が逮捕されるのは県内初。特捜本部は暴力団の組織的関与がなかったか、引き続き捜査を進める方針。「捜査に支障が出る」として両容疑者の認否は明らかにしていない。



県内での持続化給付金詐欺事件での逮捕者は16人となった。特捜本部によると、両容疑者は持続化給付金の不正受給に関与したとして、これまでに詐欺容疑で6回逮捕されている税理士・行政書士の被告（51）の事務所で確定申告を行っていた。

逮捕容疑は2020年7月、一心一家構成員の男の親族である20代男性や税理士・行政書士の被告らと共謀の上、20代男性が持続化給付金を受給できるよう虚偽の申請を行い、中小企業庁から100万円をだまし取った疑い。特捜本部によると、親族の男性は会社員だったが、建築業（一人親方）などと職業や収入などを虚偽の内容で申請していたという。

県警は受給した一心一家構成員の男の親族である20代男性も詐欺容疑で書類送検する方針で、だまし取られた100万円が暴力団の資金源となっていた可能性も視野に捜査を進めている。

関連記事

沖縄地方が梅雨明け 全国一番乗り 平年より11日遅く、長ーい梅雨でした

場所を取らず

Aladdin)

を提言 感染拡大

ミライスピーカー

株式会社サウンドファン

琉球新報Style

沖縄の毎日をちよっと楽しく新しくするウェブマガジン

琉球新報 ライフコンシェルジュ

生活の窓

THE WALL STREET JOURNAL ログイン

ウォール・ストリート・ジャーナル日本版

琉球新報 STORE

琉球新報社ライブカメラ

社会ニュースランキング

- 7~8月の祝日、正しいのはどっち？ 五輪の影響でカレンダー表記がまちまち
- 沖縄コロナ専門家会議の高山医師が辞意 クラスタ公表の遅れ巡り
- 沖縄コロナ「重点措置へ移行を」 県専門家会議が一致 感染拡大の兆しで再び緊急事態検討も

琉球新報

DIGITAL

琉球新報デジタルのご案内

琉球新報ID登録 ログイン

お知らせ

トップ | 今日のニュース | 写真・動画 | 特集 | 社説・コラム | 人事・訃報 | イベント | デジタル版 | 検索

- 沖縄
- 沖縄戦
- 沖縄経済
- スタイル
- 政治
- 社会
- スポーツ
- 地域
- 芸能・文化
- 教育
- SDGs

社会

沖縄の事件・事故

「暴力団員」隠し沖縄でレンタカー借りる 詐欺の疑いで3容疑者を逮捕 宜野湾署

2023年1月26日 11:33

事件・事故 詐欺 暴力団 宜野湾署

シェアする 0 ツイート 共有する

宜野湾署は24日、沖縄県内のレンタカー店で、暴力団員であることを隠し車の貸渡契約をしたとして、詐欺容疑でいずれも指定暴力団六代目山口組二代目浜尾組の本部長（50）＝神奈川県横浜市、構成員（39）＝同＝と、医療事務（52）＝同＝の3容疑者を逮捕した。3人は「覚えていない」と容疑を否認している。事前に同店のサイトで暴力団排除条項などの確認は済ませていたという。



逮捕容疑は2022年8月14日、共謀の上、暴力団員であることを隠し、レンタカー1台を借り受けた疑い。

【関連記事】

- ▼ 沖縄で起きた事件・事故
- ▼ 沖縄署襲撃騒動を主導か、暴力団員を逮捕 容疑で沖縄県警
- ▼ 【動画あり】 沖縄署襲撃主導で逮捕の暴力団員、騒動前に警官とトラブル
- ▼ 沖縄の暴力団抗争、指名手配の男は今どこに…組幹部「恐らく、生きていないだろう」 殉職警官33回忌
- ▼ 台湾マフィアが沖縄へ 旭琉会と接触、県警が動向注視 背後に中国当局
- ▼ 指定暴力団に旭琉会を再指定 沖縄県警 暴対法を適用

社会ニュースランキング

- ワンボックスカーが信号機に衝突 同乗の高校生が死亡 沖縄市・泡瀬
- 駐車場に4センチの「まきびし」…男性がけが まいた男を容疑で再逮捕 車もバンク 沖縄・嘉手納署
- 製糖工場から糖蜜が大量流出、海が真っ黒に…最大200メートル、アーサ養殖場に被害 JAが謝罪 沖縄・伊是名
- 沖縄コロナ163人、前週より10人増 (2月6日午後)

(参考)フロント企業のスクリーニングチェックポイント	
商業登記	
<input type="checkbox"/>	会社事務所が存在しない
<input type="checkbox"/>	商業登記簿（全部事項証明書等）が取得できない
<input type="checkbox"/>	不自然な商号変更が頻繁に行われている
<input type="checkbox"/>	本店所在地と実際の活動拠点が異なる
<input type="checkbox"/>	名称と実際の活動内容が異なる
<input type="checkbox"/>	営業目的が異常に増えている
<input type="checkbox"/>	当初とは全く異なった業種が目的とされている
<input type="checkbox"/>	営業目的間の関連性が乏しく、不自然に多岐にわたっている
<input type="checkbox"/>	現在の役員、または、退任した役員に暴力団関係者がいる
<input type="checkbox"/>	従来 of 役員が突然ほぼ全員辞めている
不動産登記	
<input type="checkbox"/>	会社の所在地の所有者が暴力団関係者である
<input type="checkbox"/>	差押えの登記がある
<input type="checkbox"/>	仮差押えの登記がある
<input type="checkbox"/>	差押え、仮差押え、抵当権の債権者名が暴力団関係者である
事務所	
<input type="checkbox"/>	事務所の看板がない
<input type="checkbox"/>	郵便受けに複数の会社名が書いてある
<input type="checkbox"/>	多数の監視カメラが設置されている
<input type="checkbox"/>	事務所のドアが入りにくく、1つしかない
<input type="checkbox"/>	窓が異常に小さい
<input type="checkbox"/>	事務所の内装が不釣り合いなほど派手で高価
役員等	
<input type="checkbox"/>	普段は態度が不自然なほど丁寧だが突然豹変することがある
<input type="checkbox"/>	正体不明なものが事実上の権限を握っている
<input type="checkbox"/>	部下に対する態度が異常に厳しい
<input type="checkbox"/>	こちらからの連絡はとりにくいが相手方からはすぐに連絡がくる
<input type="checkbox"/>	携帯電話を複数台使用している
<input type="checkbox"/>	大物ないし有名人と関係が深いとの言動が随所にみられる
<input type="checkbox"/>	タレントやスポーツ選手を連れ歩く
<input type="checkbox"/>	年齢・収入に不相応な高価な装飾品を付けている
<input type="checkbox"/>	真夏でも厚手の長袖シャツを常に着ている
<input type="checkbox"/>	ゴルフ場で風呂に入らない
取引	
<input type="checkbox"/>	取引に関する公的規制を無視する
<input type="checkbox"/>	取引の規模に不相応な現金決済が多い

<input type="checkbox"/>	通常では考えられないような有利な取引話を持ち込む
<input type="checkbox"/>	白紙委任状や実体と異なる契約書などを作成する
会社の姿勢	
<input type="checkbox"/>	業法が遵守されていない
<input type="checkbox"/>	労働関係諸法規が遵守されていない
<input type="checkbox"/>	社会保険に加入していない
<input type="checkbox"/>	就業規則が定められていない
決算書, 納税証明書	
<input type="checkbox"/>	役員報酬に比べて, 労務費が著しく抑えられている
<input type="checkbox"/>	外注費・請負代金が不自然に多額である
<input type="checkbox"/>	税金が正しく納められていない